

岐阜市行政第21号  
平成20年4月15日

岐阜市教育委員会 様

岐阜市情報公開・  
個人情報保護審査会  
会長 榊原 秀訓

保有個人情報開示請求に対する開示拒否処分  
に関する不服申立てについて（答申）

平成19年10月4日付け岐阜市教委学指第553号及び第554号並びに平成19年10月22日付け岐阜市教委学指第599号で諮問のあった岐阜市教育委員会が行った開示拒否処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当 行政部行政課法規グループ

## 答 申

### 第1 当審査会の結論

教育委員会（以下「実施機関」という。）が、異議申立人が■■■■小学校1年生から6年生まで在籍したときの保健室来室記録、異議申立人が■■■■小学校1年生から5年生まで在籍したときの週案簿及び■■■■小学校の発育測定一覧表4月分の開示請求に対し、拒否した処分は、相当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

平成19年9月25日付け岐阜市教委学指第520号及び第521号並びに平成19年10月12日付け岐阜市教委学指第567号で実施機関が行った保有個人情報の開示拒否処分は、取り消すべきである。

#### 2 異議申立ての理由の要旨

異議申立人の主張する不服申立ての理由の要旨は、異議申立書、意見書及び口頭での意見陳述によれば、次のとおりである。

- (1) 裁判のときには、文書がいろいろあったはずであるから現在でも文書があるはずである。
- (2) 以前異議申立てをした結果、開示された文書が紙1枚なので、異議申立人の件に関連する文書がもっとあるはずであり、コピーがあってもおかしくないはずである。
- (3) 週案簿は、先生が個人的に持っていて、教育委員会が持ってこいと言えば持ってこさせることはできるはずだから、出せるはずである。
- (4) 審査会の最中に保健室来室記録や発育測定一覧表4月分を廃棄処分することは、証拠いん滅に当たる。

### 第3 実施機関の主張の要旨

- 1 異議申立人は、平成16年3月31日に■■■■小学校を卒業しており、開示の対象となる保健室来室記録は、平成16年3月31日までのものであり、同日をもって完結している。

ところで、保健室来室記録の保存期間は、岐阜市立小・中・養護学校文書分類表で3年と定められている。

岐阜市教育委員会事務局文書取扱規程（昭和32年岐阜市教育委員会規程第1号）第28条により準用される岐阜市文書取扱規則（昭和49年岐阜市規則第6号）第38条第2項の規定により「完結文書の保存期間は、その文書の完結した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算する。」とされているので、開示の対象となる保健室来室記録の保存期間は、平成16年4月1日から平成19年3月31日までである。

そして、保存期間が経過した文書は、岐阜市文書取扱規則第45条の規定により廃棄手続をとることとされているので、平成19年4月2日に廃棄に係

る文書を仕分けた上、同月20日に王子木材緑化株式会社で溶解処分した。

- 2 異議申立人は、平成16年3月31日に■■■■小学校を卒業しているので、開示の対象となる発育測定一覧表は、平成16年3月31日をもって完結している。ところで、発育測定一覧表の保存期間は、岐阜市立小・中・養護学校文書分類表で3年と定められている。

岐阜市教育委員会事務局文書取扱規程第28条により準用される岐阜市文書取扱規則第38条第2項の規定により「完結文書の保存期間は、その文書の完結した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算する。」とされているので、開示の対象となる保健室来室記録の保存期間は、平成16年4月1日から平成19年3月31日までである。

そして、保存期間が経過した文書は、岐阜市文書取扱規則第45条の規定により廃棄手続をとることとされているので、平成19年4月2日に廃棄に係る文書を仕分けた上、同月20日に王子木材緑化株式会社で溶解処分した。

- 3 異議申立人が■■■■小学校の1年生から5年生に在籍した当時の週案簿は、学校教育法その他の法律でその作成や学校への備え付けを義務付けられているのではなく、岐阜市教育委員会としても、その作成や学校への備付けは義務付けていない。

したがって、週案簿は、実施機関において保有していない。

- 4 なお、異議申立人が提起した訴訟は、平成19年3月16日に判決が言い渡され、4月には確定したので、廃棄したのであり、廃棄後に保有個人情報の開示請求がなされたのであるから、審査中に廃棄したものではない。

#### 第4 当審査会の判断

##### 1 保健室来室記録及び発育測定一覧表について

- (1) 保健室来室記録及び発育測定一覧表は、岐阜市立小・中・養護学校文書分類表に定められており、学校で備え付けることが義務付けられている文書である。

したがって、保健室来室記録及び発育測定一覧表は、実施機関が組織的に保有するものであり、岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第2条第1項第3号に規定する公文書にあたる。

また、保健室来室記録及び発育測定一覧表には、異議申立人が識別される情報が含まれていると思われ、個人情報にあたる。

よって、保健室来室記録及び発育測定一覧表に記載された情報は、岐阜市個人情報保護条例第2条第1項第4号に規定する保有個人情報にあたる。

- (2) 実施機関の陳述によれば、保健室来室記録及び発育測定一覧表は、平成19年4月2日に廃棄文書の仕分け作業を行い、同年4月20日に王子木材緑化株式会社で溶解処理したことが認められる。4月20日段階で、保健室来室記録及び発育測定一覧表は、保存期間を過ぎており、また、別件の訴訟も確定したものとなっている。

よって、保健室来室記録及び発育測定一覧表は、既に廃棄され存在しないといえる。

## 2 週案簿について

週案簿は、学校教育法その他の法令で作成及び学校への備付けが義務付けられていない。また実施機関の陳述によれば、岐阜市教育委員会として、週案簿の作成及び学校への備付けを義務付けておらず、週案簿は教員によって個人的に用いられているのみで、組織的に用いられているとは考えられない。そして、異議申立人に関し聞き取り調査の対象となった養護教諭は週案簿を作成していないとのことである。

したがって、当審査会において、週案簿は実施機関が組織的に用いているものと確認されないので、岐阜市個人情報保護条例第2条第1項第3号に規定する公文書ではない。

## 3 結論

上記の理由により、第1のとおり判断する。

## 4 その他

保健室来室記録及び発育測定一覧表の廃棄処分の経緯を実施機関が審査当初から報告していればより迅速な審査ができたので、今後の審査において経緯を迅速に報告することを求める旨を付言する。

## 第5 審査会の審査経緯等

平成19年	9月10日	保有個人情報開示請求
	9月25日	実施機関の開示拒否決定(岐阜市教委学指第520号及び第521号)
	9月27日	異議申立て
	10月 2日	保有個人情報開示請求
	10月 4日	諮問(岐阜市教委学指第553号及び第554号)
	10月12日	実施機関の開示拒否決定(岐阜市教委学指第567号)
	10月16日	異議申立て
	10月22日	諮問(岐阜市教委学指第599号)
	11月 6日	実施機関に陳述書の提出依頼
	11月21日	陳述書提出
	12月 5日	異議申立人に陳述書の写しを送付
	平成20年	1月 8日
1月 9日		審査会開催。実施機関及び異議申立人から意見聴取
1月29日		異議申立人から意見書の提出
2月 1日		審査会開催。異議申立人から上申書の提出
3月 3日		異議申立人から意見書の提出
3月 5日		審査会開催
4月 4日		審査会開催
4月15日	答申	